

第2章 人が輝くまちづくり

2-1 教育の充実

現状・課題

本町では、平成 22 年度において、幼保一体化施設こどもの森吉富幼稚園で 1 人の園児、吉富小学校で 424 人の児童、吉富中学校で 376 人の生徒が学んでいます。

就学前教育については、平成 20 年 4 月から「こどもの森」が幼保一体化施設として運営を開始しており、異年齢児の交流など、子どもたちが育つ環境の充実が図られています。

学校教育については、学力・学習状況調査に応じた学力向上プランの作成や、教育活動に地域の人材をゲストティーチャーとして招くなど、子どもたちの学ぶ意欲や学ぶ力の向上につながっています。また、豊かな心と健やかな体の育成にも配慮した教育を行っています。今後とも、創意工夫を活かした特色ある教育活動を行うことにより、児童や生徒が生きる力を育み、自ら学び考える力を得られるよう、基礎的・基本的な教育内容の定着を図るとともに、個性や能力を伸ばす教育の充実に努めていくことが必要です。

また、子どもたちが育つ環境をさらに充実させていくためには、職員の資質向上、人材育成の強化とあわせ、家庭や地域との連携により、保護者や地域社会の教育力の向上を目指していくことが求められます。さらに、キャリア教育や地域の人材を活用した実学を通じて社会を自らの力で生きることができるよう導いていく必要があります。

■ 園児・児童・生徒総数、教員数等

	幼稚園			小学校			中学校		
	園数	園児総数(人)	教員数(人)	学級数	児童総数(人)	教員数(人)	学級数	生徒総数(人)	教員数(人)
平成 18 年度	1	36	4	19	479	25	10	344	22
平成 19 年度	1	25	4	17	459	24	12	380	23
平成 20 年度	1	8	3	17	445	23	13	391	25
平成 21 年度	1	4	3	17	448	23	13	389	25
平成 22 年度	1	1	3	17	424	23	13	376	26

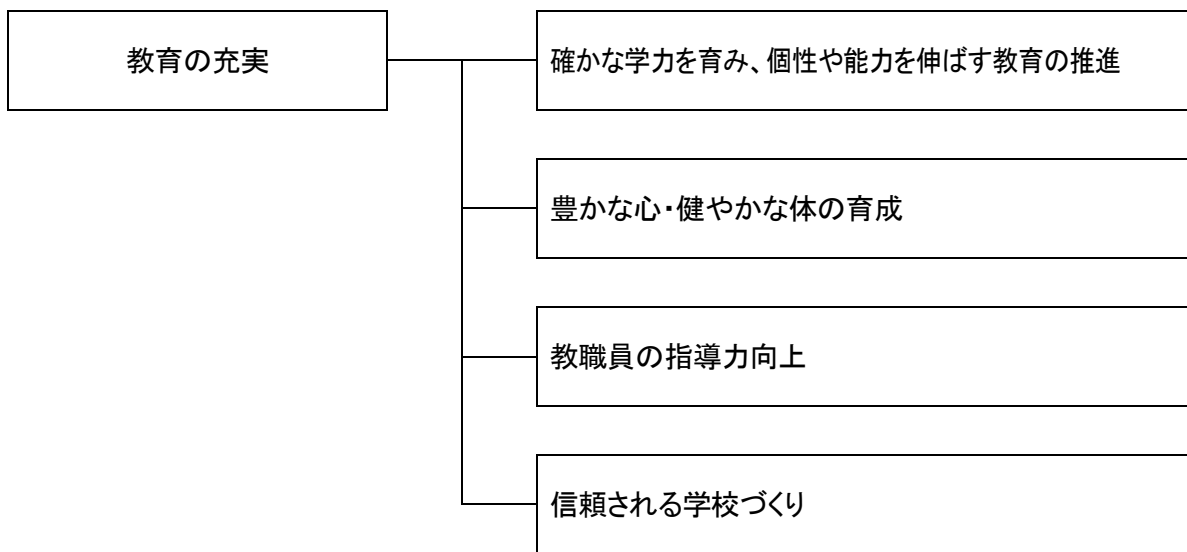
資料：学校基本調査

基本方針

社会を生き抜くための英知を養うため、「確かな学力の定着」「豊かな心」「健やかな体」を基本に、子ども一人ひとりの発達に応じた学習環境の充実を図ります。

また、学校運営状況の公開や教職員の指導力の向上に取り組むとともに、安心安全な教育環境づくりに向け、家庭・地域と連携のもと、信頼される学校づくりを推進します。

施策の体系



福祉体験教室



野菜づくり

主要施策

(1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす教育の推進

児童・生徒がこれからの社会を主体的に生き抜くことができるよう、地域の「ひと、もの、こと」を活かした特色ある教育課程を編成・実施するとともに、学力調査等を通じた実態の把握や、それに応じた学力向上プランを作成し、確かな学力の育成に努めます。また、ICT^{※1}を活用した情報教育にも取り組みます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
特色ある教育内容の充実	幼児教育については、小学校以降の学習の基盤となる能力の養成を図るため、幼児の実態に即した特色ある教育課程の編成に努めます。 学校教育については、学習指導要領改訂の趣旨を活かす授業改善に取り組みます。				
最重点 学力向上プランの作成、実施	教育活動に地域の人材をゲストティーチャーとして招くなど、実学を学ぶ機会を増やし、学ぶ意欲や学ぶ力の向上に努めます。また、学力向上プランの作成、実施及び検証を行います。				
家庭・地域・学校における読書活動の推進	読書に親しむ態度の育成を図り、豊かな感性や創造力を育てます。				
情報教育の推進	ICTを活用した授業を積極的に実施します。				



吉富中学校文化発表会

^{※1} ICT: Information And Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術。

(2) 豊かな心・健やかな体の育成

道徳教育の充実や地域に根ざした多様な体験活動機会の提供に努め、豊かな心や健やかな体の育成を図ります。また、教育相談体制の強化や、生徒指導の充実に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
豊かな心・健やかな体の育成	基本的な生活習慣や規範意識の育成に努めます。また、生命の尊重等、生きる力の基礎となる道徳意識を重点的に育成します。				
道徳教育の充実	道徳の授業時間を要として、学校教育全体を通じた道徳教育の充実に努めます。				
ボランティア活動の推進	中学校において、地域に根ざしたボランティアによる多様な体験活動の提供に努め、子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成に努めます。				
体験活動の充実	中学校において、地域・企業等と連携した職場体験や、保育士体験を実施します。				
教育相談体制の充実	スクールアドバイザー、スクールカウンセラー、教育相談員などを活用し、生徒、保護者、教職員の悩みに対応した教育相談体制の充実に努めます。				

(3) 教職員の指導力向上

今日的な教育課題や学校の課題解決のため、校内研修の充実に努めるとともに、国や県が実施する基本研修や課題研修には計画的に参加します。また、教職員の専門性を向上させ、授業公開や研究発表を行います。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
教職員研修の実施	3年度ごとに実施する研究発表に向けた計画的・意図的な研修実施に努め、指導力の向上など教職員の資質向上を図ります。				

(4) 信頼される学校づくり

学校評価システムを確立し、学校の自己点検・自己評価の取り組みを進め、学校の自主性・自律性の確立に努めます。また、家庭や地域との連携のもと、信頼される学校づくりに努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
学校評価システムの確立及び公表	学校評価委員会を中心に学校の自己点検・自己評価を実施するとともに、結果で明らかになった学校教育の成果や課題、改善策を保護者や地域の人に積極的に公表し、信頼される学校づくりに努めます。				
家庭や地域との連携・協働	P T A・青少年育成町民会議等との連携強化を図るとともに、学校評議員制度等を活用した学校運営の推進に努めます。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・日頃から学校や学校教育に関心を持ち、学校の行事等には積極的に参加・協力します。
- ・地域での課外活動や体験活動には、ボランティアとして積極的に協力し、地域の子どもたちを地域みんなで育てます。
- ・家庭や地域、学校の役割について認識し、それぞれが地域の学校づくりに取り組みます。

※地域別まちづくりワークショップから



幼保一体化施設こどもの森 吉富幼稚園・吉富保育園



吉富中学校



吉富小学校

2-2 家庭と地域の教育力の向上

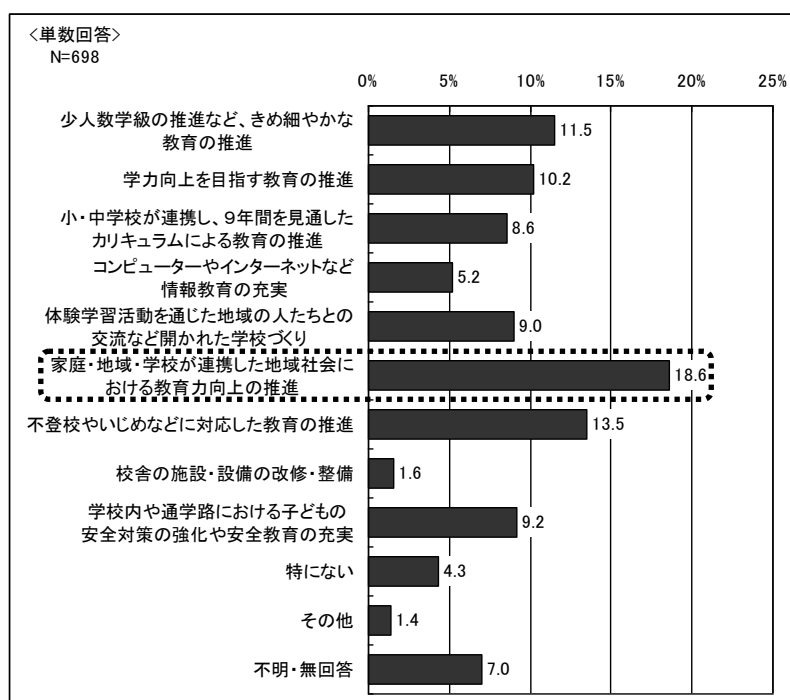
現状・課題

地域コミュニティの希薄化や核家族化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が懸念されており、本町でも家庭・地域・学校の連携による地域の教育力の向上が求められています。

近年では、子育て家庭の孤立が子どもへの虐待やネグレクト等につながるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しているため、地域の見守り体制により子どもを守ることができる地域力が必要となっています。

本町では、教育部局と福祉部局の部署が連携して、家庭教育支援に取り組んでいますが、今後はより多くの保護者に支援が行き届くよう、関係部署との情報交換の充実や、地域の子育てグループなどの関係団体との連携を進める必要があります。

アンケートから 【Q：学校教育を充実させるために、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか（一般住民）】

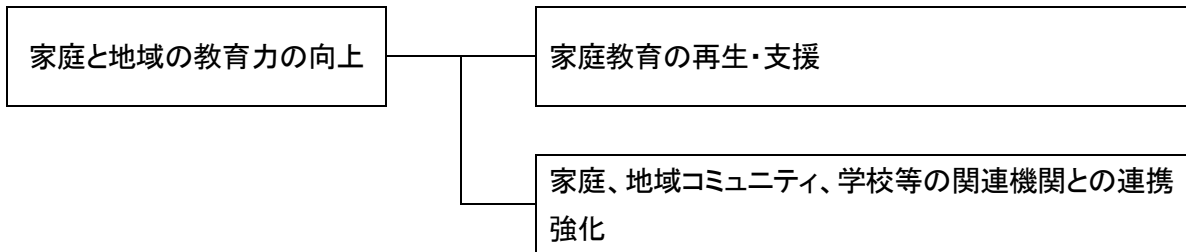


基本方針

子どもたちが心豊かで健やかに育つことができるよう、家庭、地域社会、学校教育、就学前教育の連携を強化し、家庭教育の再生と充実に継続的に取り組みます。

また、地域住民の経験や知識を活用し、世代間交流の促進や体験活動への支援を行い、地域の絆の創出へとつなげます。

施策の体系



主要施策

(1) 家庭教育の再生・支援

子育て環境の基幹である「家庭教育」を再生し、その充実を図るため、家庭教育の向上に向けた支援に取り組みます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
家庭教育支援の促進	子育てに関する情報の収集・発信を行い、家庭教育が果たす役割の充実を図ります。また、様々な機会を活用して、家庭教育向上のための学習機会の提供に努めます。				
家庭教育宣言運動の推進	P T Aが主体となって取り組む「規則正しい生活習慣づくり」の運動を推進します。				

(2) 家庭、地域コミュニティ、学校等の関係機関との連携強化

核家族化や地域社会の環境変化などの今日的課題に適切に対応し、地域の子育てを実現するためには、保護者や地域社会の教育力と連携・協力が欠かせません。そのため、子どもたちの関わる保育所・幼稚園・学校行事等での地域の協力や参画を進め、相互の信頼関係を築くとともに、子育て支援事業を推進し地域における子育ての実現を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
保育所・幼稚園・小学校・家庭、地域との連携強化	保育所・幼稚園・小学校での活動において、寿会や各種団体、ボランティアなどの地域の人々から、絵本や紙芝居の読み聞かせ、詩吟や踊り、昔の遊びなどを学ぶ体験活動を実施します。				
地域、家庭、学校の連携	地域、家庭、学校との連携に努めるとともに、子ども会及びキッズクラブの育成を図り、子どもたちが地域の中で様々な活動体験ができる機会を創出します。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- 地域の子どもたちを住民みんなで育てていきます。
- 子どもが発するサインを見落とさないよう、日頃の声かけを行い、積極的にサポートしていきます。

※地域別まちづくりワークショップから



おやこの食育教室



子育て支援センター

2-3 生涯学習の支援

現状・課題

社会の成熟化に伴い、住民の生涯学習への関心が高まっており、学習する機会を得ることができる環境を整えることは、行政にとって重要な課題です。

本町では、吉富フォーユー会館を中心とした生涯学習講座や家庭教育学級等の開催、各種社会教育団体の育成など、住民が学びたいことを学ぶことができる生涯学習環境の整備を進めています。

また、地域ぐるみで子どもたちに豊かな体験活動を提供するため、地域や学校、保育所・幼稚園と連携し、園児や小・中学生に対する「キッズフェスティバル」への参加促進や、「地域活動指導員」をコーディネーターとする相互の連携促進を図っています。

さらに、高度情報化に対応できる人材を育成するため、住民へのパソコン教室の開催や、学校教育における情報教育を通じ、情報リテラシー（情報活用能力）^{※1}の向上を図っています。今後も情報化の進展に伴い、デジタルデバイド（情報格差）^{※2}がない社会、だれもが自由に情報技術を使いこなすことができる環境づくりに取り組む必要があります。

芸術・文化活動については、吉富フォーユー会館等で定期的に行っている講演会をはじめ、敬老会や成人式等の式典、キッズフェスティバル、カラオケ大会、茶道や謡曲等の文化活動が行われています。また、吉富町文化協会では、毎年五月展や文化祭を実施し、多くの住民が芸術・文化にふれる場を提供しています。

今後も、だれもが気軽に芸術や文化にふれ、活動することができる環境整備に取り組む必要があります。

※1 **情報リテラシー（情報活用能力）**：情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

※2 **デジタルデバイド（情報格差）**：コンピューターやインターネットを使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、労働条件や収入格差。個人間だけでなく、国家間や地域間の格差を指す場合もある。

■ 生涯学習等の実施状況

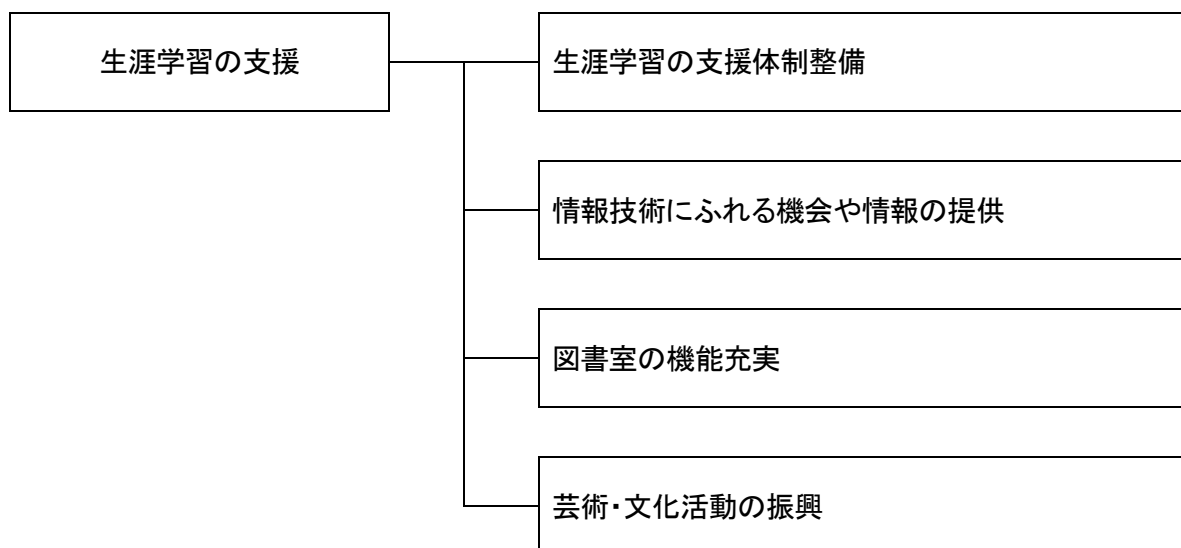
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生涯学習 講座	一日教室	2 講座	2 講座	1 講座	1 講座	1 講座
	通年教室	7 講座	6 講座	5 講座	3 講座	4 講座
	計	9 講座	8 講座	6 講座	4 講座	5 講座
家庭教育学級		6 回	5 回	4 回	4 回	4 回
講演会事業		2 回	2 回	1 回	0 回	1 回

資料：吉富町教育委員会

基本方針

いつでもだれでも自主的・自発的な学習ができるよう、学習に関する情報の提供を行うとともに、生涯学習施設の計画的な維持・管理を行います。また、住民が様々な活動によって得た成果を地域社会やまちづくり活動などに活かせる仕組みづくりに取り組みます。さらに、住民が芸術・文化に親しむ機会の提供や自主的な芸術・文化活動への支援を行います。

施策の体系




主要施策

(1) 生涯学習の支援体制整備

住民が自由に学習する施設や機会の提供を行うとともに、その成果を地域社会の中で活かすことができる生涯学習社会の構築に向け、基盤整備の充実を図ります。

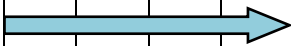
主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
生涯学習振興基盤の整備・充実	生涯学習関係機関・団体との連携・協力を進め、支援体制を整備します。 また、社会教育施設の機能充実を図り、積極的な利用を促進するとともに、社会教育関係指導者の育成・確保を図ります。				



(2) 情報技術にふれる機会や情報の提供

生涯学習講座におけるパソコン教室を通じ、情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図り、デジタルデバイド（情報格差）がない社会、だれもが自由に情報技術を使いこなすことができる環境の創造を目指します。


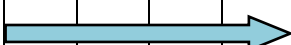
主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
パソコン教室の実施	月に1度、パソコン講座を実施し、住民が情報技術にふれる機会の充実に努めます。				



(3) 図書室の機能充実

図書室の蔵書の充実や住民が利用しやすい設備を整えるなどのハード事業の整備とともに、現在行っているブックスタートや読み聞かせなどのソフト事業の充実を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
ブックスタート ^{※1} の実施	あいあいセンターが実施している1歳6ヶ月児健診時に、絵本・初めて出会う絵本のリスト・おはなし会の案内・図書室の利用案内をセットにして対象者に配布し、絵本を介して親と子がふれあうきっかけづくりを進めます。				
読み聞かせ（おはなし会）の実施	町内在住の未就学児を対象に毎月1回絵本の読み聞かせ等を行います。				

^{※1} **ブックスタート**：すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動のこと。地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、市区町村自治体の活動として、健診などの場を活用し実施される。

(4) 芸術・文化活動の振興

優れた芸術・文化にふれる機会を拡充するとともに、住民の自主的な芸術・文化活動の支援・育成を図るなど、芸術・文化活動の振興を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
芸術・文化に親しむ 機会・場の提供	吉富フォーユー会館を拠点とし、講演会をはじめとする芸術・文化活動にふれる機会の提供に努めます。また、ニーズに応じた施設の維持・整備を進めます。				
自主的な芸術・文化 活動への支援	住民の文化意識の向上を図るとともに、町民文化祭の充実や文化協会等団体の活動を支援し、芸術文化活動を推進します。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術や文化に親しみます。 ・ 興味や関心のある分野の生涯学習に取り組みます。 ・ 行事や発表会の機会には、積極的に参加します。 ・ 自分が学んだことや培ったことを紹介します。 ・ 施設や図書資料を住民みんなの資源として活用し、学習を深めます。

※地域別まちづくりワークショップから



町民五月展

2-4 文化財の保存・保護・活用

現状・課題

町内には、細男舞・神相撲と傀儡子や木造女神騎牛像、木造薬師如来坐像をはじめとして、永く受け継がれてきた貴重な文化財や史跡が豊富にあります。

本町では、そのような地域の歴史的・文化的遺産である文化財や伝統芸能を保存し、後世に伝えていくために、文化財の修復等や、各種保存会の育成及び活動支援・助成を行っています。

また、文化財や伝統芸能は後世に残すべき地域の遺産であるのと同時に、今後のまちづくりや地域の活性化にも活用できる重要な資源です。そのため、文化財保護に係る体制の整備や、専門知識を有する人材の育成、文化財等の活用・情報発信に努めていく必要があります。

■ 吉富町の文化財

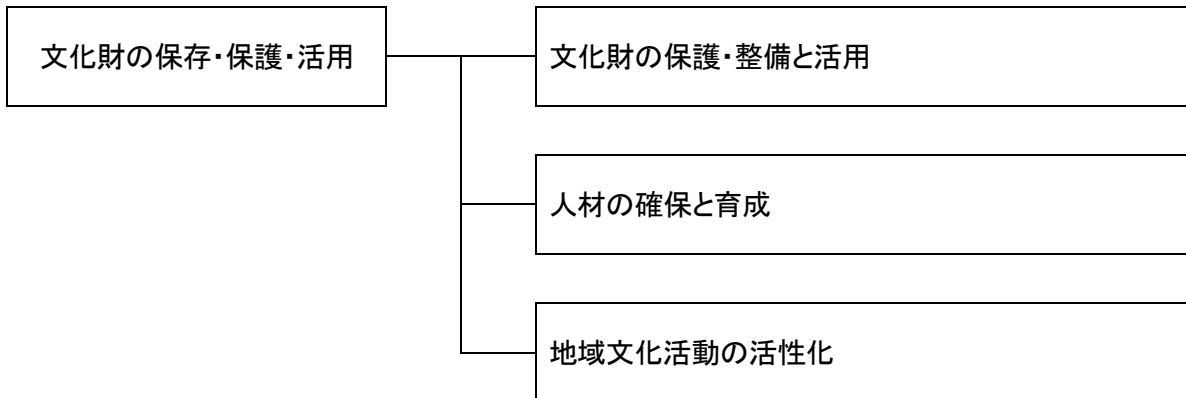
指定		名称	所在地または所有者	種別	指定年月日
国指定	1	木造女神騎牛像	八幡古表神社	重文彫刻	昭和25年8月29日
	2	木造薬師如来坐像	鈴熊寺	重文彫刻	昭和25年8月29日
	3	傀儡子47躰	八幡古表神社	重文民俗有形	昭和31年4月26日
	4	細男舞・神相撲	八幡古表神社	重文民俗無形	昭和58年1月11日
県指定	1	八幡古表神社の鉄製鰐口	八幡古表神社	工芸品	平成12年10月24日
町指定	1	涅槃絵図	鈴熊寺	絵画	昭和62年3月2日
	2	木造十一面観音菩薩坐像	鈴熊寺	彫刻	昭和62年3月2日
	3	木造虚空津姫命立像	八幡古表神社	彫刻	平成2年9月1日
	4	宇賀神社の石祠	小犬丸	建造物	平成4年10月12日
	5	醍醐経一字一石塔	小犬丸	建造物	平成4年10月12日
	6	春日神社の鳥居	今吉(春日神社)	建造物	平成4年10月12日
	7	天仲寺の石盥盤	天仲寺山	建造物	平成4年10月12日
	8	法華経一石一字二部塔	高浜	建造物	平成4年10月12日
	9	大沢家文書	鈴熊大沢家	古文書	昭和62年3月2日
	10	岡家の考古遺物	楡生岡家	考古資料	平成2年9月1日
	11	八幡古表神社の絵馬	八幡古表神社	民俗有形	昭和62年3月2日
	12	御神衣	八幡古表神社	民俗有形	平成2年9月1日
	13	壺神社の献水神事と水占い	土屋(壺神社)	民俗無形	昭和60年4月1日
	14	放生会	八幡古表神社	民俗無形	平成2年9月1日
	15	番所踊り	高浜	民俗無形	平成4年10月12日
	16	天仲寺古墳	天仲寺山	史跡	昭和60年4月1日
	17	小笠原長次の墓	天仲寺山	史跡	昭和60年4月1日
	18	小笠原長円の墓	天仲寺山	史跡	昭和60年4月1日
	19	小笠原長美の墓	天仲寺山	史跡	昭和60年4月1日
	20	楡生山古墳	楡生	史跡	昭和60年4月1日
	21	涅槃石	鈴熊寺	史跡	昭和60年4月1日
	22	藩界石	直江(八坂神社)	建造物	昭和60年4月1日
	23	美濃派の句碑	天仲寺山	史跡	昭和62年3月2日
	24	皇后石	皇后石	史跡	平成4年10月12日
	25	土屋神楽	土屋	民俗無形	平成14年8月23日

資料：吉富町教育委員会

基本方針

地域の貴重な財産である文化財の保存・活用に取り組むとともに、人材の確保や文化活動の活性化を図ることで、歴史と文化が息づくまちづくりを目指します。

施策の体系



主要施策

(1) 文化財の保護・整備と活用

散逸・風化の危機にある文化財を計画的に保護・整備し、活用を図るため、文化財の修理、修復や保存を行います。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
文化財の保護・整備と活用	文化財を計画的に保護・整備し、地域の歴史や文化、伝統の保存及び継承を推進し、活用を図ります。				

(2) 人材の確保と育成

専門知識を有する人材の確保に取り組むとともに、文化財の専門知識、技術等の習得による人材育成に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
人材の確保	学芸員等専門知識を有する人材の確保を図り、埋蔵文化財包蔵地図を見直し整備することで、より一層の文化財の保存・保護を行います。	準備	実施		
人材の育成	団体や住民を対象とし、文化財についての専門知識・技能の向上と習得を図ることで、文化財保護に対する意識及び愛護精神を醸成します。				

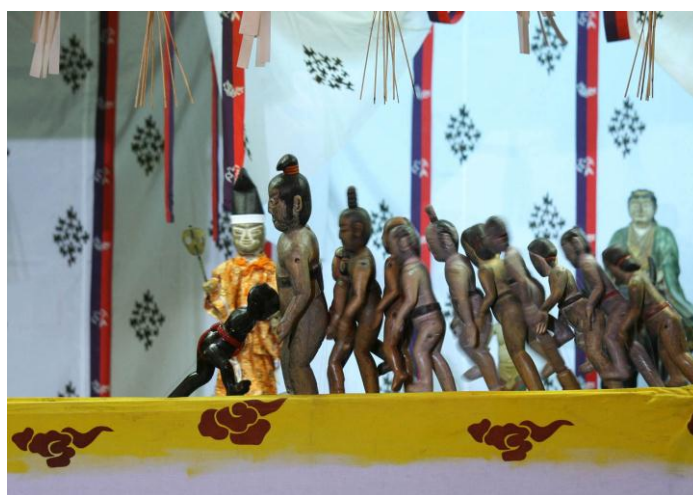
(3) 地域文化活動の活性化

貴重な財産である文化財を核とした活動や、地域学習などの自主活動を支援し、その活性化を図ります。また、若年層からの文化財愛護精神の啓発に取り組み、将来への継承を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
地域文化活動の活性化と支援	団体の育成・支援、学習機会や啓発活動の充実等により、地域における歴史や文化、伝統に対する意識の高揚と活動の活性化を図ります。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）
<ul style="list-style-type: none"> 文化財は住民みんなの貴重な財産として大切にします。 子どもから大人まで、町の文化や歴史に親しみ、町を大切に思う心を育みます。

※地域別まちづくりワークショップから



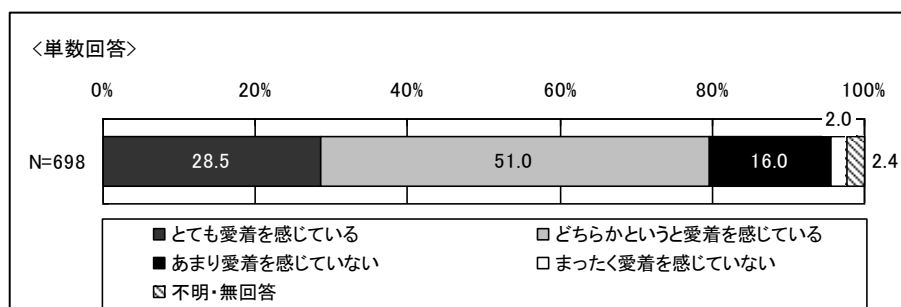
細男舞・神相撲

2-5 ふるさとを知る活動の促進

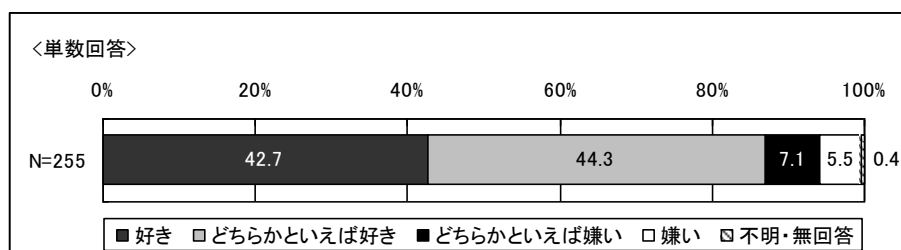
現状・課題

本町には昔から大切に受け継がれてきた自然や、貴重な文化財・史跡が豊富にあります。町の歴史や文化を次世代に確実に引き継ぎ、伝えていくことは今を生きる住民の果たすべき重要な役割です。また、生まれ育った町を深く知り、自分の「ふるさと」を思う心を子どもたちから育むことは、将来の町を担う人材を育成していくことにもつながることから、子どもたちからふるさとについて学ぶ機会を提供するとともに、ふるさとの良さを伝えられる人づくりを進める必要があります。

アンケートから 【Q：あなたは吉富町に対して「自分の町」としての愛着をどの程度感じていますか（一般住民）】



アンケートから 【Q：あなたは、吉富町が好きですか（中高生）】



基本方針

家庭、地域、学校教育、就学前教育、社会教育の連携や、住民との協働のもと、これまで町で培われてきた歴史・文化、自然環境などふるさとを知る活動を推進し、郷土愛の醸成を図ります。

施策の体系

ふるさとを知る活動の促進

ふるさとを知る活動の実施

主要施策

(1) ふるさとを知る活動の実施

町への愛着を醸成することを目的に「ふるさとを知る活動」を全町的に展開します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
最重要 ふるさとを知る活動の実施	町に息づく歴史、文化、自然について、子どもから大人まで分かりやすく知ることができるようにパンフレットの作成・配布や広報誌での周知などを行います。実施にあたっては、住民と行政の協働のもと、歴史や文化を伝えられる人材の育成や、世代間交流の機会を創出します。	実施			

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・町の歴史や文化にふれて、育った町を大事に思う心を育みます。
- ・いろいろな世代が交流し、町の歴史や文化を子どもたちに確実に伝え、ふるさとを知り、理解を深めるために協力していきます。

※地域別まちづくりワークショップから



御神幸

2-6 国際交流の促進

現状・課題

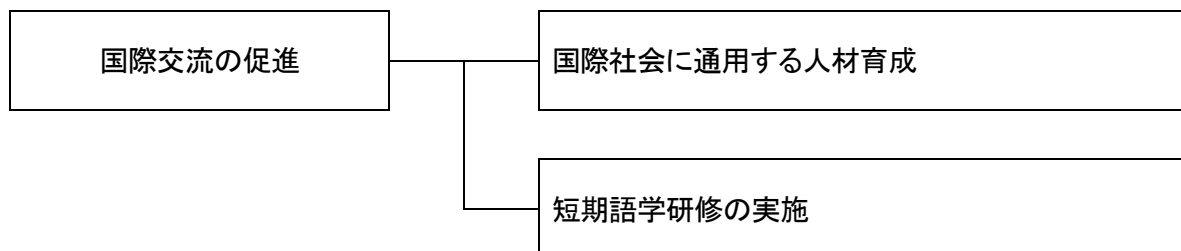
本町では、国際的な視野を持つ人材の育成を目指して、平成 22 年度から「英会話ふれあい事業」として、吉富小学校の全学年、町内の公私立保育所、子育て支援センターや学童保育において、英語指導助手による外国語活動を実施し、子どもたちが英語に慣れ親しむ機会づくりを行っています。

国際交流を促進するためには様々な機会を活用し、外国文化にふれることができるまちづくりが必要となるため、今後は対象者を大人にまで拡大することを検討するなど、国際交流機会の拡充を図る必要があります。

基本方針

外国の文化や習慣等を理解・尊重できるよう、住民の国際交流の機会を確保するとともに、子どもたちが外国語やその文化にふれることのできる機会の創出・確保に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 国際社会に通用する人材育成

子どもたちが英語に慣れ親しみ、英語を身近に感じる機会をつくることで、中学校卒業までに日常英会話ができる基盤づくりを行います。また、幼児期から国際感覚を育むことで、語学力の向上や国際社会に通用する人材の育成を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
重点 英会話ふれあい事業の実施	町内保育所・幼稚園、子育て支援センター、小学校等で英語指導助手との交流を通して、英語や外国文化にふれる機会をつくり、コミュニケーション能力や国際理解を培う活動を行います。				
英語併記の推進	町内の主要道路や公共施設に英語併記をした案内版を設置し、国際観を住民内外に広めます。				

(2) 短期語学研修の実施

国際社会への理解を深めるために短期語学研修を実施します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
短期滞在型研修（国内・国外）の実施	小学生（4年生～6年生）を対象に異文化を体験する機会を提供します。		実施		

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・異なる歴史や文化を理解し、お互いを尊重します。
- ・英会話教室などの外国語にふれる機会がある際には、積極的に参加します。

※地域別まちづくりワークショップから



英会話ふれあい事業